

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出  
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市隼人体育館、霧島市隼人運動場、霧島市隼人武道場、霧島市隼人弓道場
- 2 指定管理者 霧島市隼人町内山田一丁目14番16号  
特定非営利活動法人 隼人錦江スポーツクラブ
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 各施設の概要

#### (1) 霧島市隼人体育館の概要

- ① 施設名 霧島市隼人体育館
- ② 位置 霧島市隼人町内山田一丁目14番16号
- ③ 建築年度 昭和45年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造2階建 延床面積 3,050㎡
- ⑤ 設置目的 市民の健康の維持及び増進と教養の向上並びにスポーツ技術の向上に寄与するため設置
- ⑥ 年間利用者数 55,273人（令和5年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 2,748,120円（令和5年度実績）

#### (2) 霧島市隼人運動場の概要

- ① 施設名 霧島市隼人運動場
- ② 位置 霧島市隼人町内山田一丁目14番16号
- ③ 建築年度 昭和44年度
- ④ 構造・面積 面積 13,890㎡
- ⑤ 設置目的 上記(1)の⑤に同じ。
- ⑥ 年間利用者数 35,114人（令和5年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 1,433,740円（令和5年度実績）

#### (3) 霧島市隼人武道場の概要

- ① 施設名 霧島市隼人武道場
- ② 位置 霧島市隼人町内山田一丁目14番16号
- ③ 建築年度 昭和54年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 450㎡
- ⑤ 設置目的 上記(1)の⑤に同じ。
- ⑥ 年間利用者数 11,271人（令和5年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 412,000円（令和5年度実績）

#### (4) 霧島市隼人弓道場の概要

- ① 施設名 霧島市隼人弓道場
- ② 位置 霧島市隼人町内山田一丁目14番16号
- ③ 建築年度 平成13年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 451㎡
- ⑤ 設置目的 上記(1)の⑤に同じ。

- ⑥ 年間利用者数 5,803人（令和5年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 199,720円（令和5年度実績）

## 2 指定管理者の概要

### ① 団体の名称、代表者及び所在地

名 称 特定非営利活動法人 隼人錦江スポーツクラブ  
代 表 者 理事長 山崎 亨  
所 在 地 霧島市隼人町内山田一丁目14番16号

### ② 組織

設立年月日 平成15年4月

認 証 平成18年1月12日法人認証

従業員数 24人

主な事業内容

- ・各種スポーツプログラムの運営事業
- ・文化・スポーツを基本とした健康増進に関する事業
- ・スポーツイベント運営事業
- ・スポーツ及び公共施設管理に関する事業
- ・指導者及びスポーツボランティアの育成に関する研修事業
- ・スポーツ指導者の派遣事業
- ・物品販売事業
- ・物品等貸付事業
- ・スポーツ交流事業
- ・会員相互の親睦事業

## 3 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（8人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、特定非営利活動法人 隼人錦江スポーツクラブの評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

（主な選定意見）

- ・利用者とのコミュニケーションを重視し、利用者の声を参考にサービス向上に取り組む点を評価する。
- ・利便性向上のために、公共施設予約システムの導入を予定する点を評価する。
- ・鹿児島工業高等専門学校との連携協定により、専門資格者の配置や支援を受けることで、より専門的な自主事業を展開する点を評価する。

- ・ 定期的な各種目のスポーツプログラムや高齢者を対象とした「元気づくり」の体験プログラム等、利用者のニーズや高齢化社会に適応した自主事業を計画する点を評価する。